

毎週火、金曜日発行（但休日に当るときは翌日）  
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

## 告 示

### 鳥取県告示第五百号

鳥取県種雄畜種付並びに精液の譲渡及び注入手数料条例  
（昭和二十九年三月鳥取県条例第四号）第二条の規定に  
より種付並びに精液の譲渡及び注入手数料の額を昭和二  
十九年十月一日別表のように定め、昭和二十九年四月鳥  
取県告示第九十九号は廃止する。

昭和二十九年十月十二日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

### 目 次

◇ 告 示  
種付並びに精液の譲渡及び注入手数料の額  
財団法人の設立許可  
県営湖山砂丘かんがい事業計画の変更  
土地改良区の定款変更認可  
土地改良区の新規事業認可申請  
国民健康保険法に基づく条例制定認可  
肝蛭検査等の実施

### 別 表

供用種雄畜名	種 類	種 付 手 数	料	精液譲渡 手数料	精液注入 手数料	備 考
第十三スプリングジ ユマイマフエーン	種 ホルスタイン	出張種付の場合 ひきつけ	一、二〇〇円	三五〇円	二〇〇円	鳥取県種畜場 繋養
第四十三キングベツ シージエラルデイン	種 "	出張 ひきつけ	一、二〇〇円	三五〇円	二〇〇円	"
キングベツ マツキンレー	種 "	出張 ひきつけ	一、二〇〇円	三五〇円	二〇〇円	"

生田	黒毛和種	出張 ひきつけ	1,200円	300円	1,200円	
第三者力	中ヨークシャー	出張 ひきつけ	1,200円	300円	1,200円	
ヒストンウツドラ ズブリンス十五世	種		1,000円			
ヒストンウツドラ ズパイントリー	種		1,500円	1,000円	2,000円	
白雪	日本コリデール種		1,000円	700円	2,000円	
報徳B	日本ザイネン種		250円	100円	150円	
鳥取第一	日本コリデール種		250円	100円	150円	
鳥取第二	種		250円	100円	150円	

所在地 米子市中町六七番地  
 設立者住所氏名 米子市中町六七番地 田淵 竹野  
 許可年月日 昭和二十九年十月一日

鳥取県告示第五百一號  
 民法第三十四条の規定により次のように財団法人の設立を許可した。

昭和二十九年十月十二日  
 鳥取県知事 西 尾 愛 治  
 一名称 財団法人 田淵女子専門学院

鳥取県告示第五百二號

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定により、果實湖山砂丘畑地かんがい事業計画の重要な部分を、次のように変更する。

昭和二十九年十月十二日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

一 当該変更を必要とする理由

変更前の計画に基き畦間かんがいの工法で実施設計を進めると同時に、かさねて畦間かんがいと散水かんがいの優劣について研究したところ、砂丘畑地の畦間かんがいで流路の伸びに対して多大の疑問がもたれ、なおその効果も散水かんがいに劣ることが判明した。鳥取大学砂丘研究室及び同大学農学部研究室の意見によつても現在の研究結果では畦間かんがいは適当でないという結論である。

二 当該変更前及び当該変更後の地域及び地積変更がなす。

三 当該変更前及び当該変更後の主要工事計画

変更前の計画は湖山池の東北端湖山町大寺屋地内に揚水機を設置し、湖山池の水を標高一〇米の高台地に揚水し、これから幹線水路五、三三五米に導水し、なお揚水機二個を新設する。かんがいの方法は畦間かんがいとし、その性質上水路はすべてコンクリート舗装とし、配水時間は一日一二時間とする。変更計画は変更前の計画の場所に揚水機を設置するとともに配水塔を設けてこれに揚水し、これから幹線水路四、三二〇米に導水する。

四 当該変更前及び当該変更後の事業費

変更前の事業費 三五、〇〇〇、〇〇〇円  
 変更後の事業費 五五、〇〇〇、〇〇〇円

鳥取県告示第五百三三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、米川土地改良区の定款の変更について、昭和二十九年十月七日認可した。

昭和二十九年十月十二日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

鳥取県告示第五百四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第一項の規定により、宝木村水尻土地改良区から新たな土地改良事業を行うことについての認可の申請があつたので、当該土地改良事業計画につき詳細な審査を行った結果、当該申請を適當と決定した。よつて次のような縦覽に供する。

昭和二十九年十月十二日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

一 縦覽に供すべき書類の名称  
土地改良事業計画書の写

二 縦覽の期間

昭和二十九年十月十三日から同年十一月一日

三 縦覽の場所

気高郡宝木村役場

四 異議の申立

利害関係人において公告に係る決定に対して異議があるときは、縦覽期間満了後十日までに書面をもつて知事に申し立てること。

鳥取県告示第五百五号

国民健康保険を行つてゐる次の町に対し国民健康保険法（昭和十三年法律第六十号）第八条ノ十三第二項の規定に基く、条例制定を認可した。

昭和二十九年十月十二日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

一 国民健康保険を行う町 西伯郡名和町  
一 認可年月日 昭和二十九年四月一日

鳥取県告示第五百六号

次のように肝蛭の検査及び投薬を実施するので家畜傳染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第六条の規定により牛、めん羊及び山羊の所有者に対して検査及び投薬をうけることを命ずる。

昭和二十九年十月十二日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

一 実施の目的 肝蛭の予防及び駆除のため

二 実施する区域 別表のとおり

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲  
肝蛭検査—牛、めん羊、山羊

投薬—牛、めん羊、山羊但し分娩前後一箇月以内のものを除く

四 実施の期日 別表のとおり

五 検査及び投薬の方法

検査—波辺氏式虫卵検査及び小野氏式皮内反応検査  
投薬—ヘキサクロールエタン製剤、但し投薬は肝蛭駆除を要するものに対してのみ実施する。

別表

実施月日	実施区域	実施場所
十月十八日	石見村	上石見 下石見
十九日	日野上村	三栄 生山
二十日	黒坂町	黒坂 上菅
三十一日	溝口町	溝口 二部
二十二日	多里村	多里 萩山
二十三日	江府町	江尾 神奈川

